

愛媛県立図書館処務規程等の一部を改正する訓令（案）の概要

1 改正理由

教育委員会事務局の組織改正により関係規則が改正されることに伴い、これらの訓令の一部を改正しようとするものである。

2 改正内容

- (1) 愛媛県教職員安全衛生管理規程の一部改正
教職員厚生室の改称に伴う改正
- (2) 愛媛県立図書館処務規程及び愛媛県総合教育センター処務規程の一部改正
関係規則の改正による項ずれに伴う規定整備

3 施行期日

公布の日（令和7年4月1日）

議案第15号

愛媛県立図書館処務規程等の一部を改正する訓令を次のように定めるものとする。

令和7年3月25日提出

愛媛県教育委員会教育長 高岡哲也

愛媛県立図書館処務規程等の一部を改正する訓令

(愛媛県立図書館処務規程の一部改正)

第1条 愛媛県立図書館処務規程(昭和33年愛媛県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職務) 第1条 省略 2～4 省略 5 副主幹、専門幹、教育専門員、専門員、係長、担当係長、主任及び教育主任は、それぞれ組織規則第10条第5項、第6項、第10項及び第11項、第9条第7項並びに第10条第13項から第15項までに規定する職務に従事する。 6～8 省略	(職務) 第1条 省略 2～4 省略 5 副主幹、専門幹、教育専門員、専門員、係長、担当係長、主任及び教育主任は、それぞれ組織規則第10条第5項、第6項、第10項及び第11項、第9条第6項並びに第10条第13項から第15項までに規定する職務に従事する。 6～8 省略

(愛媛県総合教育センター処務規程の一部改正)

第2条 愛媛県総合教育センター処務規程(昭和41年愛媛県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職務)	(職務)

第2条 省略	第2条 省略
2～10 省略	2～10 省略
11 係長、担当係長及び主任は、それぞれ組織規則第9条第7項並びに第10条第13項及び第14項に規定する職務に従事する。	11 係長、担当係長及び主任は、それぞれ組織規則第9条第6項並びに第10条第13項及び第14項に規定する職務に従事する。
12・13 省略	12・13 省略

(愛媛県教職員安全衛生管理規程の一部改正)

第3条 愛媛県教職員安全衛生管理規程（平成21年愛媛県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(主任安全衛生管理者)		(主任安全衛生管理者)	
第5条 省略		第5条 省略	
2 主任安全衛生管理者は、 <u>管理部教育総務課施設厚生室長</u> の職にある者をもって充てゐる。 (教育委員会安全衛生委員会)		2 主任安全衛生管理者は、 <u>管理部教育総務課教職員厚生室長</u> の職にある者をもって充てゐる。 (教育委員会安全衛生委員会)	
第13条 省略		第13条 省略	
2～7 省略		2～7 省略	
8 教育委員会安全衛生委員会の庶務は、 <u>管理部教育総務課施設厚生室</u> において処理する。		8 教育委員会安全衛生委員会の庶務は、 <u>管理部教育総務課教職員厚生室</u> において処理する。	

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

議案説明

教育委員会事務局の組織改正により関係規則が改正されることに伴い、これらの訓令の一部を改正しようとするものである。